

2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

(1) こどもや若者の成育環境の整備

ア 現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング^{※26}の基礎を培い、人生の基盤を作る重要な時期であり、この時期への社会的投資が次の世代の社会の在り方に大きく寄与するため、社会全体にとっても重要な時期です。また、乳幼児は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園や保育所、認定こども園^{※27}への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様化しています。加えて、地域によって保育ニーズに偏りがあり、子育て世帯が増加している地域においては保育所等の待機児童が発生している一方で、過疎地域などこどもが減少している地域においては運営費補助金の減少や保育士不足など、地域として保育所等をどのように維持するかが課題となっています。そのため、地域の実情に応じた支援体制を今後も確保していく必要があります。

学童期は、乳幼児期の発達を基盤として、心も身体も大きく成長し、自己肯定感、道徳性、社会性や体力などを育む時期であり、小さな失敗を重ねながら、直面した課題に取り組み達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整える必要があります。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成する時期であり、成育環境等の理由により、自らの進路の選択が制約されることのないよう支援することが重要です。

青年期は、様々なライフイベントが重なり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、自己のライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や相談支援が必要です。

イ 展開する施策

(ア) 乳幼児期における愛着^{※28}形成の支援

乳幼児の育ちには、愛着の形成と豊かな遊びと体験が不可欠で、これらを通じてこどものウェルビーイングが高まっていきます。愛着はこどもの安心の土台となる重要なものであることを、こどもの育ちに極めて重要な役割を果たす保護者、養育者と共有するとともに、社会全体で認識共有を図ります。

※26：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの

※27：3～6歳児に幼児教育を行う「幼稚園」と0～6歳児を保育する「保育所」の両方の機能を併せもつ施設

※28：乳幼児が自分や社会への信頼感を得るために不可欠であり、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの。こどもが愛着形成する対象としては、保護者や養育者が極めて重要だが、保育者などこどもと密に接する身近な大人も愛着対象になることができるとされている

(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育や保育を提供し、子育てを支援します。また、県同和保育基本方針に基づき、人を大切にし、思いやる心や人権を大切に作る保育、教育を推進していきます。

a：教育、保育区域^{※29}の設定

教育、保育の区域の設定は、保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、また、市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育、保育の供給等の事業を実施することが望ましいため、市町村を単位とします。

b：教育、保育等の量^{※30}の見込み等

各市町村の子ども・子育て支援事業計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。また、実施しようとする教育、保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。(96ページ)

c：子どものための教育・保育給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

(a) 地域の実情に応じた教育、保育等の提供

保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園への移行等を含め、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

(b) 教育、保育施設、地域型保育事業^{※31}及び乳児等通園支援事業^{※32}を行う者の相互連携 質の高い教育、保育等の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、 教育、保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の円滑な連携、接続を促進 します。

(c) 地域子ども・子育て支援事業^{※33}に従事する者の確保及び資質の向上

放課後児童クラブ^{※34}や地域子育て支援拠点事業^{※35}などの従事者が必要な知識、技能を習得する研修を実施し、資質の向上を図ります。

(d) 幼児教育と小学校教育の連携、接続

幼児教育と小学校教育の関係者がお互いの教育内容や方法などの理解を深めるため、保育士等の小学校見学、小学校教員の保育所等の見学や保育士等と小学校教員との意見交換の推進に努めます。

(e) 教育、保育施設等における事故防止

教育、保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全、安心で健やかに育つことが重要であるため、保育中の事故防止、事故発生時の対応、再発防止の取組を進めます。

※29：教育、保育を提供する範囲

※30：教育、保育等の利用定員総数

※31：主に待機児童が多い0～2歳児を対象に、少人数で保育を行う事業。会社の事務所内での保育など

※32：現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付

※33：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

※34：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後等に安全な遊び場や生活の場を提供する事業

※35：公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業

- d：子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携
児童福祉法等に基づく県の指導監査、立入調査については、必要に応じて、特定子ども・子育て
支援施設^{※36}等への市町村の指導監査と合同で実施することとし、特にこどもの生命、心身への
重大な被害が生じるおそれがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。
- e：乳児等のための支援給付に係る教育、保育等の一体的提供及び当該教育、保育等の推
進に関する体制の確保の内容
幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育、保育施
設の利用への円滑な移行を支援するとともに、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村
に対し、必要な助言等を行います。
- f：特定教育、保育、特定地域型保育^{※37}及び特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資
質の向上のために講ずる措置
- (a) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の確保
保育士等の人材不足は、待機児童の主な要因であり、また特定教育、保育の提供の質の向
上等には、保育士等の人材確保を円滑にする必要があるため、保育士等の処遇改善、ICT^{※38}
の活用を含めた保育所等の労働環境改善、これから保育の現場への就職をめざす学生や
潜在保育士に向けた保育士、保育の現場の魅力発信等を推進し、保育士等の人材確保に
取り組みます。また、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳
児等通園支援を行う者の確保に努めます。
- (b) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の資質及び
専門性の向上
幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型、公立、私立の種別を問わず、職階、役割に応
じた研修などにより、資質及び専門性の向上を図ります。また、特定乳児等通園支援を行う
者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図り
ます。
- g：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進
地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村を、ICTの活用によるサー
ビスの向上を含め支援するとともに、市町村と連携し、限られた地域の資源を有効に活用し、よ
り高い効果を得るための広域調整を行います。
- h：教育、保育等情報の公表
こどもの保護者が特定教育、保育施設、特定地域型保育事業または特定乳児等通園支援事業
を適切かつ円滑に利用できるよう、これらの情報を県ホームページに掲載する等により公表し
ます。

※36：認可外保育施設等のうち、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化対象施設として市町村が確認を行った施設

※37：施設の運営等にかかる費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた認定こども園や小規模保育事業等

※38：情報や通信に関する技術の総称

(ウ) 学童期、思春期の支援

子どもが自分の発達に応じ、学力、自己肯定感、道徳性、社会性を育み、自分の個性を形成することができるよう支援します。

a：学力向上の推進

全ての子どもが、学習習慣や学習内容の基礎、基本を着実に身に付ける取組や、探究心や物事を多角的に考察する力、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力、判断力、表現力などを身に付ける取組を推進します。

b：道徳教育の充実

道徳的価値の理解、他者との話し合いや交流により物事を多角的に考える力や規範意識の習得を図ります。

c：性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援

思春期のこころとからだの問題について、性の多様性の理解を深めるとともに、妊よう性（妊娠する力）や無理なダイエットなど将来の妊娠や出産に与える影響等、妊娠や出産についての正しい知識を身に付け、責任ある意思決定や性行動、将来のライフプランについて考えられる機会を提供できるよう、高校生等を対象とした思春期保健に関する講座を実施します。

d：20歳未満の者の喫煙（受動喫煙を含む）、飲酒対策

市町村や関係機関等と連携し、20歳未満の者に対し、飲酒や喫煙が健康に与える影響について、十分な知識を身に付けることができるよう、学校で行われる健康教育や出張講座等を通じて、飲酒や喫煙に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(エ) 青年期の支援

自己のライフイベントにおいて、自身の意思が尊重された選択ができるよう支援します。

a：大学等の進学助成

若者が安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

b：若者の職業的自立、就労等支援

若者が社会を支える人材として活躍できるよう、職業訓練による技能習得や就職相談の実施など総合的な就労支援に取り組みます。

c：ライフデザインの形成支援

子どもや若者が多様なライフイベントに柔軟に対応できるよう、将来のライフデザインを、希望を持って描くことができる環境を整備します。

d：プレコンセプションケア^{※39}の推進

将来の妊娠を考えながら、自分のライフプランに適した健康管理を行うことにより、将来の健やかな妊娠や出産だけでなく、生まれてくる子どもの健やかな発育など、次世代のこどもの健康にもつながっていくため、プレコンセプションケアに関する様々な情報提供や啓発に取り組みます。

※39：プレ(Pre)は「～の前の」、コンセプション(Conception)は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味し、現在の身体の状態を把握し、将来の妊娠を考えながら男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

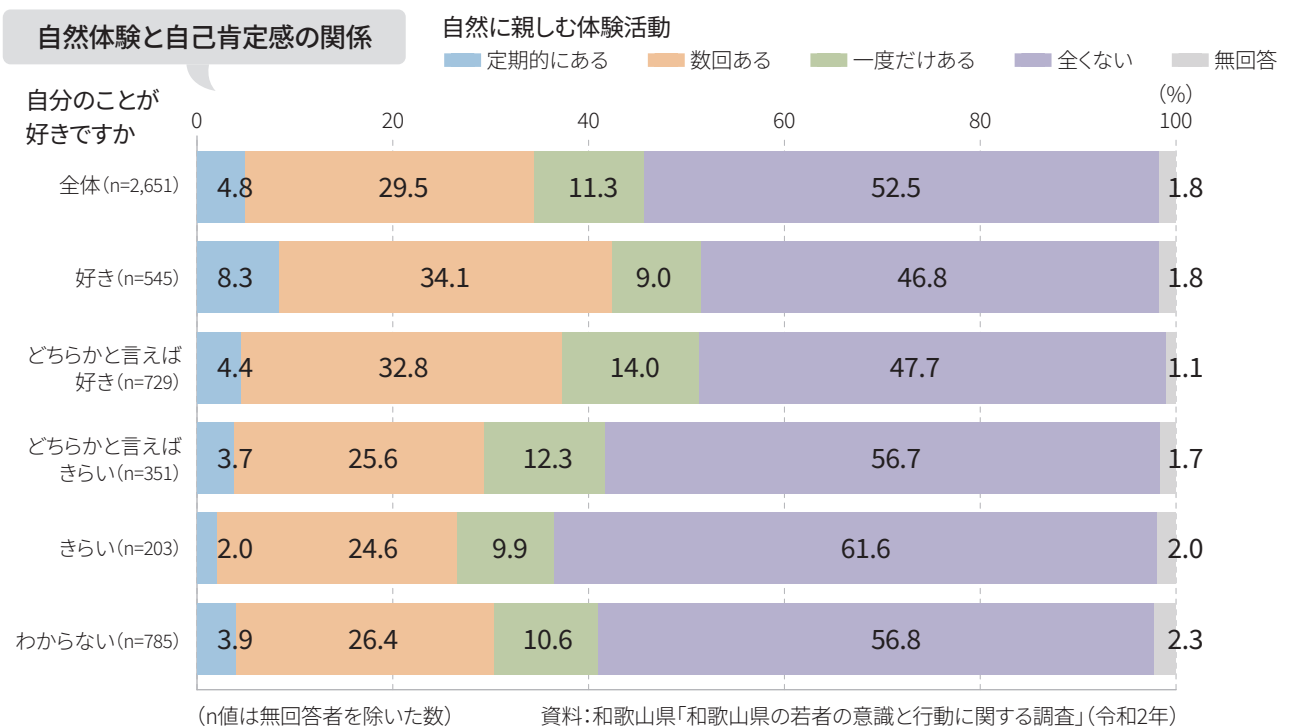
ア 現状と課題

少子化や家族形態の多様化、急速に進展する情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、コミュニケーション能力や規範意識、協調性等が低下しているとの指摘があります。モニター調査で、放課後や休日にごく過ごすことが多いか質問したところ、小学3年生以下、小学4年生以上どちらにおいても、「自分の部屋」「家族がいる部屋」と答えた割合が最も高い結果となりました。

地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域力が低下し、こどもの豊かな人間性や社会性を育む体験活動の機会が減少しています。

こどもは、遊びや体験活動により想像力や好奇心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力など、社会生活に必要なことを身に付けます。こどもの健やかな成長には、このような活動の機会を保障することが重要です。このような活動は自己肯定感を育むことにもつながります。

また、こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であることから、食について学び体験する機会も大切です。



イ 展開する施策

(ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感^{※40}、意欲、チャレンジ精神等を養い「生きる力」を育むため、年齢や発達に応じて、多様な体験や遊びができるよう、青少年教育施設や社会教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや学び、体験の機会や場を創出します。

a：自然体験、文化芸術体験、スポーツ体験、職場体験等の体験活動の推進

こどもの発達段階に応じた自然体験や社会体験、ものづくり、芸術、伝統文化に触れる体験の充実を図ります。

b：体験、交流活動等の場の整備

こどもが多様な体験活動ができるよう、青少年教育施設、社会教育施設の充実や地域、学校、民間団体等と連携した体験活動の場の提供に取り組みます。

(イ) 生活習慣の形成、定着の推進

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっています。また、体力の維持、向上を図るには基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。

a：生活習慣の形成

「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、家庭の教育力向上を図る取組、学級活動の時間などを通じて、こどもたちの基本的な生活習慣の形成を図ります。

b：食育の推進

こどもや若者が食に関する知識を習得し、健全な食生活が実践できるよう努めます。

c：体力の向上

運動や遊びを通じて体を動かすことの楽しさを身に付けるとともに、体育の授業の充実や運動部活動の推進などを通して運動機会を拡大させ、体力の向上を図ります。

(ウ) こどもや若者の社会での活躍を支援

文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会を提供し、こどもや若者が主体的に活躍できるよう支援します。

※40：自分が人の役に立っていると思う感情

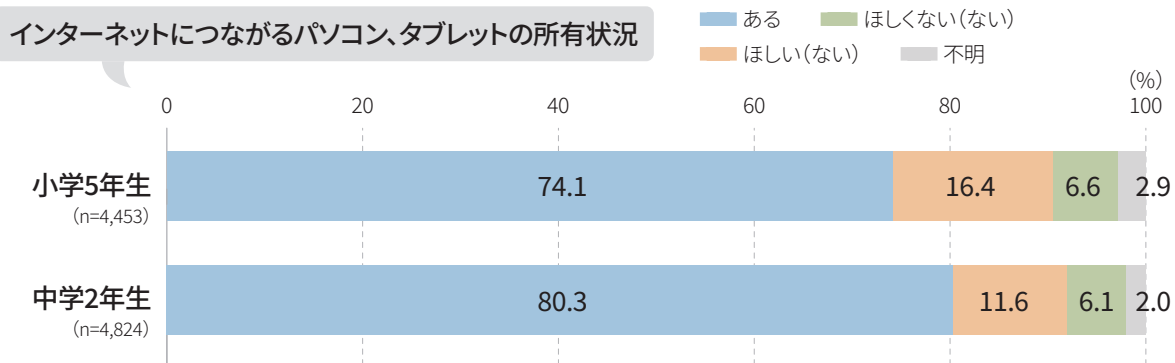
(3) こどもや若者の安全、安心を確保

ア 現状と課題

こどもの健やかな成長は、犯罪被害や事故、災害などからこどもの生命が守られ、安全、安心が確保されていることを基盤とします。モニター調査では、「安全な場所」「安心な場所」を居場所に求めている回答が多く、ヒアリング調査でも「みんなが安心できる場所」「親がいなくても安心できる場所」(小学生)を求める意見がありました。しかし、現状は、こどもや若者がSNSなどを通じて知り合った相手から性的被害を受ける事件の発生やインターネット上における有害情報の氾濫、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめがなくならないこと、本県は南海トラフの地震が高い確率で発生すると想定されている地域であり災害対策が必要であることなど、こどもの生命、尊厳、安全が脅かされる深刻な状況にあります。

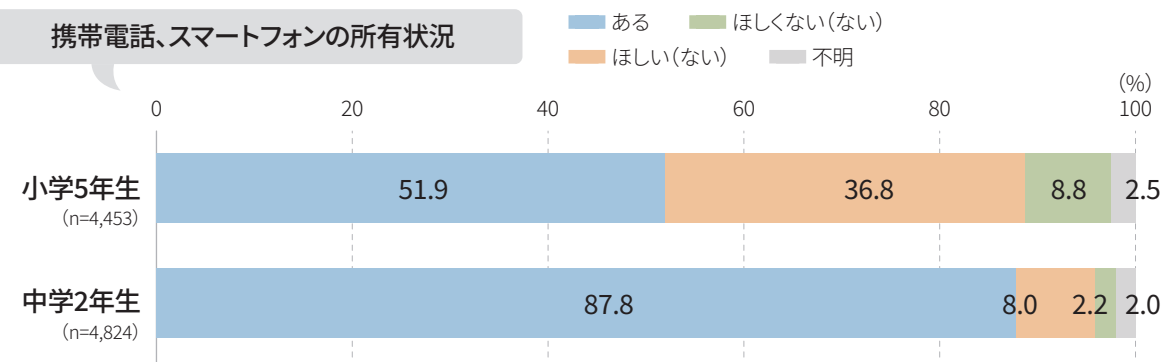
こどもや若者の安全、安心を確保するため、こどもの発達段階に応じた安全教育や、家庭、学校、地域、行政、警察、医療機関等による連携した取組が必要です。

インターネットの利用について、小学5年生では74.1%、中学2年生では80.3%がインターネットを利用できる環境にいます。



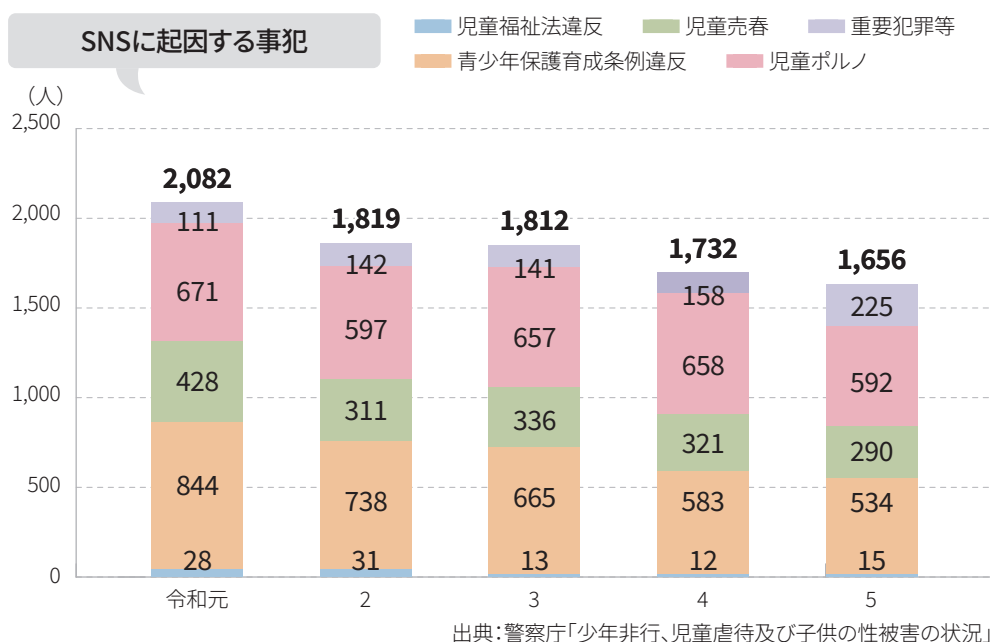
出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

小学5年生では51.9%、中学2年生では87.8%が携帯電話、スマートフォンを所有しています。



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

こどもの多くがインターネットを利用できる状況の中、SNSに起因する事犯が発生しています。



1 展開する施策

(ア) 防犯、交通安全対策、防災意識の向上

犯罪、事故や災害から子どもや若者の生命、身体を守るため、危機管理や防災についての正しい知識を普及します。また、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認(日本版DBS^{※41})の導入に向け、国の動向を踏まえガイドラインの周知などを行います。

a：安全意識の向上と安全環境づくりの推進

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。また、ボランティアによる地域でのこども見守り活動を啓発し、こどもの犯罪被害や交通被害の防止を推進します。

b：防災意識の向上

防災についての正しい知識や災害発生時等に解決すべき問題に対応できる判断力、実践力を身に付けるための取組の充実を図ります。また、災害から命を守る避難行動、家族での防災対策や災害時に家族等が避難した場所の情報提供を行います。

※41：こどもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度。令和8年度施行予定

(イ) 有害環境等への対応

青少年^{※42}の健全な成長を害する環境の浄化に向けた取組を推進します。

a：情報モラルの向上

情報社会で適正な行動をとれるよう、情報の正しく安全な利用に向けた教育や啓発活動を推進します。

b：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

青少年の情報リテラシー^{※43}の向上支援、青少年や保護者等に対する啓発、青少年のインターネット上の違法、有害情報の把握に努め、フィルタリング^{※44}やペアレンタルコントロール^{※45}の利用促進、プロバイダに対する削除依頼等、インターネット環境の整備に取り組みます。

c：有害環境の浄化活動の推進

青少年に有害な図書類の規制や酒類、たばこの20歳未満の者への販売禁止、薬物乱用の防止、アルコール、薬物やインターネットなど各種依存症の防止など、有害環境の浄化に向けた取組を推進します。

(ウ) いじめ防止

いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化を行います。

a：いじめを許さない環境づくりの推進

校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめを見逃さないという姿勢を堅持し、いじめの認知率を高めるとともに、保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒がいじめをしない態度、能力を身に付けるような取組の充実を図ります。

b：いじめの早期発見、早期解決

いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高め、いじめを積極的に認知し、未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめの解消に取り組みます。

(エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止

不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

a：校則の見直し

校則の見直しを行う場合には、こどもが自ら考え、自ら決めていくような仕組みを構築するとともに、こども等から意見聴取した上で定めることや校則をホームページに掲載し見える化するなどの取組を推進します。

b：体罰等の防止

研修等により、教職員による体罰や不適切な指導等の防止に取り組みます。

※42：18歳に達するまでの者（和歌山県青少年健全育成条例第8条第2号）

※43：情報を正しく理解し、正しく活用する力

※44：未成年者の違法、有害なウェブサイトへのアクセスを制限するサービス

※45：こどもが利用する情報通信機器を保護者が管理するための機能